第6号様式（第2条の2関係）（日本工業規格A列4番）

種別	市町村	公共交通空白地	福祉

自家用有償旅客運送輸送実績報告書（　　年度）

宛て

住所
運送者名
代表者名（役職名及び氏名）
電話番号

概況（　　年3月31日現在）

	管轄区域内又は指定都道府県等の区域内	全国
自家用有償旅客運送自動車数		
寝台車（両）	（　）	（　）
重いす車（両）	（　）	（　）
兼用車（両）	（　）	（　）
回転シート車（両）	（　）	（　）
セダン等（両）	（　）	（　）
バス（両）	（　）	（　）
計（両）	（　）	（　）
路線（キロメートル）又は運送の区域		
運送する旅客の範囲及び数		

輸送実績（前年4月1日から本年3月31日まで）

	管轄区域内又は指定都道府県等の区域内	全国
走行キロ（キロメートル）		
輸送人員（人）又は運送回数（回）		
運送収入（千円）		

事故件数（前年4月1日から本年3月31日まで）

	管轄区域内又は指定都道府県等の区域内	全国
交通事故件数		
重大事故件数		
死者数		
負傷者数		

備考
1　種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
2　管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の欄については、運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域ごと又は指定都道府県等の区域ごとに、当該運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域内又は当該指定都道府県等の区域内の公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該運送の区域内にある全ての事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
3　全国の欄にあっては登録を受けた全ての運送の区域における公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。
4　自家用有償旅客運送自動車数の欄の（　）には、軽自動車数を記載すること。
5　運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第3号イからニまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
6　輸送人員又は運送回数については、市町村運営有償運送を行う場合にあっては輸送人員を、公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送を行う場合にあっては運送回数を記載すること。
7　交通事故とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項の交通事故をいう。
8　重大事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条の事故をいう。

（旅客自動車運送事業等報告規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの一年間に係る輸送実績報告書の様式については、なお従前の例によることができる。

○国土交通省令第二十五号

航空機登録令（昭和二十八年政令第二百九十六号）第三十二条の二の規定に基づき、航空機登録規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

航空機登録規則の一部を改正する省令

航空機登録規則（昭和二十八年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「且つ」を「かつ」に、「つづり目に契印しなければ」を「つづり目に契印し、又は契印に代えて、これに準ずる措置をとらなければ」に改める。

第三十八条中「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に、「附した」を「付した」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第三号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　防衛大臣　中谷　元

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年内閣府令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条第一項の中期計画」を「第三十五条の十第一項の事業計画（以下「事業計画」という。）」に改める。

第五条を削る。

第四条の見出し中「中期計画に定めるその他」を「事業計画に定める」に改め、同条中「第三十条第二項第七号」を「第三十五条の十第三項第七号」に、「中期目標の期間終了時の積立金の使途」を「積立金の使途に関する事項」に改め、同条を第五条とする。

第三条の見出しを「（事業計画の認可申請）」に改め、同条第一項中「第三十条第一項の規定により中期計画」を「第三十五条の十第一項の規定により事業計画」に、「中期計画を」を「事業計画を」に改め、「中期計画の最初の」及び「（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）」を削り、同条第二項中「第三十条第一項後段」を「第三十五条の十第一項後段」に、「中期計画」を「事業計画」に改め、同条を第四条とする。

第二条（見出しを含む。）中「記載すべき」を「記載する」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（監査報告の作成）

第二条　機構に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　機構の役員及び職員

二　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。